

定 款

一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都国分寺市に置く。

(公告の方法)

第3条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(目的)

第4条 本協会は、魅力あるまち国分寺市を創造するため、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を発掘、育成、活用して、市民相互の絆と国分寺愛を醸成し、社会・文化、環境、経済のバランスに配慮した持続可能な観光まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民が地域を学び、理解し、誇り、愛着、絆を育む機会を提供すること。
- (2) 国分寺市の地域資源（歴史、文化、自然、経済、地域人材、団体活動等）の魅力を発掘し、市内外に発信すること。
- (3) まちとひと、ひととひとのつながりを育む市民の創造的なまちづくり活動を支援すること。
- (4) 国分寺市に関心を抱き関わる人々（関係人口）の増加に寄与すること。
- (5) 観光まちづくりに係る調査研究、計画策定、観光施設の整備・運営に関すること。
- (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 本協会の会員は、次の二種とする。

- (1) プレーヤー会員 居住地・所在地を問わず、本協会の目的に賛同し、その運営及び事業執行に直接取り組むために入会した個人、法人及びその他の団体
- (2) サポーター会員 居住地・所在地を問わず、本協会の目的に賛同し、その事業を支援するために入会した個人、法人及びその他の団体

2 前項のプレーヤー会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第7条 プレーヤー会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 サポーター会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 プレーヤー会員及びサポーター会員は、総会において別に定める会費を所定の納期までに納入しなければならない。

2 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対して、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条に定める場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (2) 当該会員が解散又は破産したとき。
- (3) 第8条に定める会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 本協会が解散したとき。

第3章 総会

(種類及び構成)

第12条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、すべてのプレーヤー会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額

- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総プレーヤー会員の議決権の5分の1以上の議決権を有するプレーヤー会員が、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により副会長が議長となる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、プレーヤー会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総プレーヤー会員の過半数が出席し、出席したプレーヤー会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項は、総プレーヤー会員の過半数が出席し、かつ、総プレーヤー会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によりこれを決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定められた事項

(書面決議等及び議決権の委任)

第19条 総会に出席できないプレーヤー会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は、他のプレーヤー会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 代理人によって議決権を行使するプレーヤー会員は、代理権を証明する書類又は電磁的方法により本協会に通知しなければならない。

3 第1項の規定によって行使した議決権の数は、出席したプレーヤー会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席したプレーヤー会員の中から選出された2名の議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。

3 会長、副会長のほか、執行理事を置くことができ、執行理事をもって、法人法に規定する業務執行理事とする。

4 会長及び執行理事は当法人の業務を執行する。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によってプレーヤー会員の中から選任する。

2 会長、副会長及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会の業務執行の決定に参画する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、会長の職務を代行する。

4 執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

5 会長及び執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産

の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補充により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第28条 本協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第29条 本協会は、法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件を満たす場合には、賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、総会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 会長及び執行理事の職務の執行の監督

- (3) 会長、副会長及び執行理事の選定及び解職
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により副会長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合であって、法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 事業部会

(事業部会)

第36条 会長は、本協会の事業を推進するために必要と認めるときは、理事会の決議を経て、事業部会を設置することができる。

- 2 事業部会の部会長は、執行理事をもって充てる。
- 3 事業部会の部員は、会員の中から選任し、会長が委嘱する。
- 4 事業部会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(余剰金)

第40条 本協会は、余剰金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本協会が解散により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本協会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国分寺市に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第45条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他法令に従う。